

木城町告示第24号

令和2年第7回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年11月20日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和2年11月26日（木）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

中武 良雄君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

神田 直人君

○応招しなかった議員

令和2年 第7回（臨時）木 城 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和2年11月26日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和2年11月26日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第74号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第75号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 委員会付託の省略
- 日程第7 議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第74号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第75号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 委員会付託の省略
- 日程第7 議案に対する質疑
-

出席議員（10名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 久保富士子君 | 2 番 桑原 勝広君 |
| 3 番 森 伸夫君 | 5 番 眞鍋 博君 |

6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君
書記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	吉岡 信明君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	淵上 達也君

午前9時00分開会

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから令和2年第7回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本臨時会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため換気対策を行い、議場内においてはマスクの着用及び消毒の徹底にご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年第7回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、11月

20日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、後藤和実君、9番、甲斐政治君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（神田 直人） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日11月26日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日11月26日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第73号

日程第4. 議案第74号

日程第5. 議案第75号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第73号から日程第5、議案第75号に至る議案については朗読は省略し、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和2年第7回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には新型コロナウイルス感染症の第3波に対する特別警戒及びインフルエンザ予防の最中に、しかも何かとご多用の中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回の臨時会は、10月7日の人事院勧告及び10月23日の宮崎県人事院の勧告に基づきまして、木城町における特別給の改定についてご審議を賜ります。

それでは、ただいま上程をいただきました議案第73号から議案第75号に至る3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第73号。議案第73号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定が閣議決定されたことに伴い、本町におい

ても一般職の期末手当の支給率を0.05か月分の減額を行うものであります。

次に、議案第74号。議案第74号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定が閣議決定されたことに伴い、本町においても、特別職の職員で常勤のものの町長等の期末手当について支給率を0.05か月分の減額を行うものであります。

最後に、議案第75号。議案第75号は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が閣議決定されたことに伴い、本町においても、議会議員の期末手当について支給率を0.05か月分の減額を行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第6. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第6、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第73号から議案第75号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第75号に至る議案については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第7. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第7、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第73号から議案第75号に至る議案の1議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

なお、採決は、起立によることといたします。

まず、議案第73号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第73号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第73号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第74号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第74号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第75号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第75号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神田 直人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、令和2年第7回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。令和2年第7回木城町議会臨時会における議案のご審議、誠にありがとうございました。

情勢適応の原則に基づく公務員、特別公務員も含みますが、適正な処遇を確保するという人事院勧告制度の役割や意義に深いご理解を賜り、上程いただきました3議案全て原案のとおり可決をいただきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

二十四節季の1つ小雪を過ぎ、これから一段と寒くなってまいります。11月に入りまして、宮崎市内で3つのクラスターが発生するなど感染者が急増しており、先ほど申し上げましたように第2段階の警戒レベル、特別警報が発令をされているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の第3波に直面しておりますので、県と連携しながら感染拡大防止に取り組んでまいります。議員各位におかれましても、十分健康にはご留意いただきますようご祈念を申し上げまして、第7回木城町議会臨時会のお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 議員の方は控室のほうへお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時11分閉会
